

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）の拡充について

新規提案



事業概要

◆外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

外国人が日本国内で事業を行う場合、在留資格「経営・管理」の要件を満たすことが求められるが、地方自治体が創業活動計画を確認し、事業の計画が適正かつ確実なものである場合で、6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みがある場合、特例的に在留資格が認められるもの。

スタートアップビザ
(6ヶ月)

6ヶ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みの者を対象
※**国家戦略特区メニュー**

経営・管理ビザ
(1年～)

①事業所確保
②資本金500万円以上又は
常勤職員を2名以上雇用 など

現行基準

経営・管理ビザ【更新】
(1年～)

上記基準に加え、決算状況等も考慮のうえ更新を許可

現状・課題

H31.4.26 仙台市提出
②スタートアップビザの拡充について

外国人起業家にとって6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たすことは容易ではなく、スタートアップビザのスムーズな活用に至らない。

【ハードルが高い点】

実際、外国人や担当行政書士の生の声を聞くと・・・

○事業所確保基準について

- ・入国後間もない外国人起業家は信用力が低く、賃借が困難
- ・事業所用オフィスは賃料が高いため、財政的にも負担
- **事業所の確保が困難**
- ・海外では個室空間を持たず、初期コストが抑えられるコワーキングスペース等での起業が主流。ニーズも増加。
- ・仙台市でもコワーキングスペース等を利用して起業するケースが増えているが、当該スペースは事業所に該当せず。
- ・市内コワーキングスペース等は増加傾向 市内16か所、その他県内15か所

緩和案

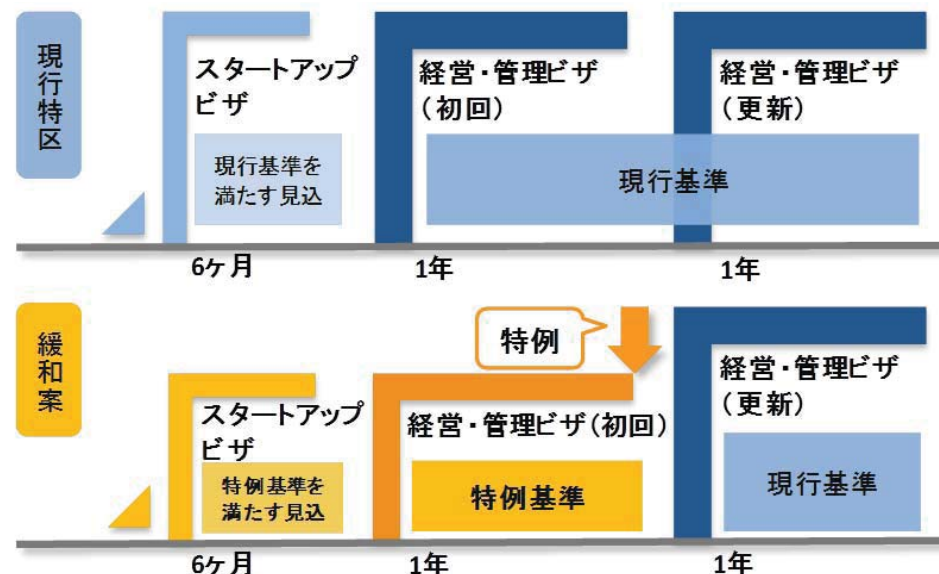
スタートアップビザを活用する場合、在留資格「経営・管理」の要件（基準）を初回（1年）に限り以下のとおり緩和する。

特例基準

事業所確保要件について

自治体が認定するコワーキングスペース等も事業所の対象として認める

なお、この場合には、次回の在留資格更新時に、通常のを満たすことができるよう、自治体が継続的に支援にする。



スタートアップビザのスムーズな活用を促し
外国人による創業の可能性を高める

「経営・管理」ビザの初回更新時に 自治体が認定するコワーキングスペース等を事業所とする場合

